

## 電気料金削減サービス利用規約

アルファエネシア株式会社（以下、「当社」といいます）は、当社が運営する電気料金削減サービス（以下、「本サービス」といいます）の利用について、以下のとおり電気料金削減サービス利用規約（以下、「本規約」といいます）を定めます。

### 第1条（規約の範囲および変更）

- 1 本規約は、当社との間で本サービスに関する契約（以下、「本契約」といいます）を締結したお客様（以下、「利用者」といいます）に適用されるものとし、利用者は本規約を誠実に遵守するものとしします。
- 2 当社が別途通知またはその他の方法により規定する個別規定および当社が随時利用者に対して通知する追加規定は、本規約の一部を構成します。本規約と個別規定または追加規定が異なる場合には、個別規定または追加規定が優先するものとしします。
- 3 当社は利用者の承諾なく、当社の独自の判断により本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの利用条件は変更後の利用規約に基づくものとしします。当該変更は予め利用者が当社に通知したメールアドレス宛の電子メール・当社ホームページ上の掲示その他当社が適切と認める方法により通知した時点より効力を生じるものとしします。

### 第2条（利用者の地位および制限事項等）

- 1 お客様は、本サービスに関する契約の申込みをすることにより、本規約に同意したものとみなされ、第3条3項の審査に合格した場合に本サービスに関する契約が成立し、お客様は利用者としての地位を得るものとしします。
- 2 利用者は、以下に定める行為は行ってはならないものとしします。
  - ① 当社もしくは第三者の財産もしくはプライバシー等を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
  - ② 当社もしくは第三者に、不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為。
  - ③ 本サービスの運営を妨害する行為。
  - ④ 公序良俗に反する行為。
  - ⑤ 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
  - ⑥ 虚偽の申告、届出を行う行為。
  - ⑦ 本サービスを利用した営業活動もしくは営利を目的とする行為、またはその準備を目的とする行為。ただし、当社が別途承認した場合には、この限りではありません。

- ⑧ 当社または第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
  - ⑨ 国内外の法律、法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
  - ⑩ その他、当社が本サービスの提供を行う上で不適切と判断する行為。
- 3 当社は、利用者に対して、当社が展開する各種コンサルティングサービスについてのご案内をすることがあります。
- 4 利用者は、本サービス申込時に届出ることにより、利用者の他に、本サービスの利用料金の支払いをする者（以下、「支払者」といいます）を定めることができます。なお、利用者は支払者を定めた場合であっても本契約に基づく全ての債務を負い、支払者における本サービスの利用料金の不払い等に対する責任は、利用者が負うものとしします。

### 第3条（本サービスについて）

- 1 本サービスは原則として、高圧電力を利用されている方を対象としたサービスとなります。ただし、低圧電力を利用されている場合でも、当社基準を満たす場合は本サービスを利用することができます。
- 2 本サービスは電気料金削減を保証するものではなく、利用者が締結している電力会社との間の契約内容等によっては、電気料金を削減することができない場合があります。その場合であっても、当社は一切責任を負いません。
- 3 お客様は本サービスを申し込むにあたり、当社の定める審査を受ける必要があります。なお、当社は、審査結果のみをお客様に開示し、審査基準及び審査内容を開示することはありません。
- 4 以下に定める事由に該当する場合、本サービスを利用することができません。
- ① 過去1年間に電気料金の未払いがあった場合。
  - ② 利用者またはそのグループ会社において新電力事業を展開している場合。
  - ③ 利用者またはそのグループ会社の事業で電力会社と取引がある場合。
  - ④ 前項に定める審査において、当社が定める評点以下であった場合。
- 5 利用者は、本サービスの利用者として、当社の営業資料等に利用者名を掲載することについて予め承諾するものとします。
- 6 本サービスの利用期間は、本サービスの結果として電気料金が削減された月から60か月間（以下、「利用期間」といいます）とし、第14条（有効期間）により本契約が更新される場合は、その後12か月間とします。
- 7 本契約に基づき、当社が次条に定めるサービスの提供をした結果、電気料金を削減することができることが明らかとなった場合、利用者は当社が提供するサービスの内容に基づき、電力会社との間の契約内容の変更等を行うものとします。
- 8 前項の定めにかかわらず、利用者が電力会社との間の契約内容の変更等を拒否した場合、当社が提示した年間削減金額相当の金額を違約金として、当社の請求後直ちに支払う

ものとしします。

- 9 前項に定める金員の支払いは、利用者が契約内容の変更等を拒否した日の属する日の翌月末日までに支払うものとしします。

#### 第4条（本サービスの内容）

- 1 当社は、利用者に対して、以下に定めるサービスを提供します。
  - ① 現在契約中の電力会社との契約内容の変更を含む電気料金削減交渉支援
  - ② 電気料金削減のための契約電力会社の切替業務支援
  - ③ 前号に付随・関連する業務
- 2 本サービスを受ける前提として、当社より人材を派遣すること（労働者派遣基本契約及び労働者派遣個別契約の締結）を利用者は予め承諾するものとしします。
- 3 当社による本サービス提供中、利用者は、本条により当社が派遣する人員を電力会社との唯一の交渉窓口とすることに承諾するものとしします。
- 4 第1項のサービスを提供するにあたり、利用者は申込日以前の直近 12 カ月分の電気料金明細を当社に提出するものとしします。

#### 第5条（利用料金・支払方法等）

- 1 利用者は、本サービスの結果として利用者と電力会社間で契約を締結または変更となったときは、当該締結または変更する月の翌々月末日までに、初期手数料として、従前の契約条件による基本料金年間金額（A）と本サービスを利用した結果として算定し得る基本料金年間金額（B）との差額と、従前の契約条件による電力量料金年間金額（C）と本サービスを利用した結果として算定し得る電力量料金年間金額（D）との差額の合計額に2分の1を乗じて得た金額の12分の1相当額（1円未満切捨て、税別）を支払うものとしします。

なお、計算するにあたり、電力量料金は税込み金額とし、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まないものとしします。（以下、本条において同様とします。）

計算式： $((A-B) + (C-D)) \times 1/2 \times 1/12$

- 2 利用者は、利用期間中、以下に定める方法により、本サービスの利用料金（以下、「利用料金」といいます）を当社に支払うものとしします。
  - ① 利用料金の計算方法は以下のとおりとしします。

従前の契約条件による基本料金年間金額（A）と本サービスを利用した結果として算定し得る基本料金年間金額（B）との差額と、従前の契約条件による電力量料金年間金額（C）と本サービスを利用した結果として算定し得る電力量料金年間金額（D）との差額の合計額に2分の1を乗じて得た金額の12分の1相当額（1円未満切捨て、税別）を年12回・5年合計60回（更新後は更新毎年12回）。

計算式： $\{(A-B)+(C-D)\} \times 1/2 \times 1/12 \times 12 \times 5$

- ② 本契約が有効である期間に限り、本サービスを 1 年間利用した結果、現実に生じた年間電気料金金額が当社の提示した電気料金金額よりも下回っていた場合、1 年経過月から 2 か月以内（以下、「申告期限」といいます）に、対象期間の電気料金明細とともに当社へ申告することにより、その差額（以下、「割引額」といいます）について申告期限の翌月から 1 年間の利用料金から割引を受けることができるものとします。
  - ③ 割引額を 12 分割し、各月の利用料金から割引くものとします。
  - ④ 申告がない場合、または、現実に生じた年間電気料金金額が当社の提示した電気料金金額を上回っていた場合は、本項第 1 号に定める計算方法によって算定された金額を支払うものとします。
- 3 利用料金は、以下に定めるいずれかの方法により支払うものとします。
- ① 口座振替：支払日 毎月 28 日（当該日金融機関休業日の場合は、翌営業日）  
※口座振替の場合、記載不備のない口座振替依頼書の提出を受けてから登録完了までに 2 か月ほどかかります。その間のお支払いは請求書によるお振込みとなります。
  - ② 請求書：支払日 当社が利用者に対して請求した日の属する月の翌月末日（金融機関休業日の場合は、前営業日）。ただし、振込手数料は利用者の負担とします。
- 4 当月分の利用料金のお支払いが確認できなかった場合、次月の利用料金と合算して請求または引き落としをする場合があります。
- 5 支払期間は、本サービスにより電気料金が削減された月から利用期間終了まで（初回契約時は 60 か月分・更新後は 12 か月分として以後の更新も同様とします。）とします。
- 6 支払期日を過ぎても利用料金のお支払いが確認できない場合、利用者は、利用料金の支払期日の翌日から支払済みまで年利 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

## 第 6 条（実費負担）

本サービスの提供に関して生じる経費はすべて当社の負担とします。

## 第 7 条（善管注意義務）

当社は、善良なる管理者の注意をもって、誠実に本サービスを提供します。

## 第 8 条（再委託）

- 1 当社は本サービスの提供を円滑に行うため、本サービスの全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。
- 2 前項の定めにより、再委託する場合、当社は当該第三者に対して、本契約と同程度の秘

密保持義務を負わせることとします。

#### 第9条（秘密保持義務）

- 1 当社および利用者は、本サービスに基づき相手方から開示された全ての情報を秘密情報として扱い、本サービスを遂行するために必要な範囲でのみ使用し、本サービスの利用中はもとより本サービス終了後も、第三者へ開示してはならないものとします。
- 2 前項の義務は、前項の情報が次の各号のいずれかに該当する場合には適用しないものとします。
  - ① 相手方から開示を受け、または取得する以前に公知となっている情報。
  - ② 相手方から開示を受け、または取得する時点において、既に自己が保有していた情報。
  - ③ 相手方による開示または提供の後に、自己の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報。
  - ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報。
  - ⑤ 公知の情報と照合することによっても、相手方の保有にかかるものであることが識別することができない情報。
  - ⑥ 第3条（本サービスについて）5項に定める情報。

#### 第10条（中途解約）

- 1 利用者は、第3条（本サービスについて）6項に定める利用期間中は、本契約の解約及び本サービスの利用を中断または停止することはできないものとします。
- 2 前項の定めにかかわらず、利用者は、本契約の有効期間中であっても、本サービス以外の方法により、本サービス以上の電気料金削減を行うことができることが判明した場合は、当社と本サービスに関する条件についての再交渉を行うものとし、利用者自らまたは第三者の電気料金削減案と当社の電気料金削減案を数字上比較し、前者が優位であることを理由に当社との交渉が成立しないときは、本サービスの無条件解約を行うことができるものとします。
- 3 当社の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず利用者が当社の同意なく本サービスの利用を終了させたとき、利用者の故意または過失により本サービスの提供が不能となったとき、その他利用者の責めに帰すべき事由により本サービスの提供が終了したときは、当社は、利用者に対し、第5条（利用料金・支払方法等）2項によって算出された発生済み利用料金の平均額に残利用期間を乗じた金額を請求することができるものとします。

#### 第11条（解除）

- 1 当社および利用者は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、なんらの催告なく、本サービスを解約することができるものとします。

- ① 本規約のいずれかの条項に違反し、書面でその是正を催告されたにもかかわらず、相当な期間内にこれを是正しないとき。
  - ② 差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受け、または、競売開始もしくは担保権実行の申立てを受け、もしくは仮登記担保契約に関する法律（昭和 53 年法律第 78 号）第 2 条に基づく通知を受けたとき。
  - ③ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、私的整理、またはこれらに類する法的倒産手続開始の申立てをし、もしくは申立てをされ、または、決定もしくは命令を受けたとき。
  - ④ 手形または小切手につき不渡処分を受けたとき、銀行取引停止処分を受けたとき、または支払停止となったとき。
  - ⑤ 営業停止処分または営業免許もしくは営業登録の取消の処分その他の行政処分を受けたとき。
  - ⑥ 事業の廃止または合併によらない解散の決議をしたとき。
  - ⑦ 事業経営が不振となり、倒産のおそれを生じまたは信用を著しく失ったと認められる相当の事由があるとき。
  - ⑧ 2 週間以上にわたり郵送、電話その他通常的手段により連絡を取ることができなくなったとき。
  - ⑨ 前各号のほか、支払能力の不安または背信的行為の存在等、本サービスを継続することが著しく困難な事情が生じたとき。
- 2 本条の定めに基づく解除は相手方に対する損害賠償請求を妨げず、解除した当事者に損害が生じた場合は、相手方にその損害の賠償を請求することができるものとします。

## 第 12 条（反社会的勢力の排除）

- 1 当社および利用者は、相手方に対して、本サービスの申込日および将来にわたり、自己または自己の役員および従業員が次の各号に該当する者または、団体（以下、「反社会的勢力」といいます）に該当しないことを表明し、保証します。
  - ① 暴力団、暴力団員または暴力団準構成員でなくなった時から 5 年を経過しない者。
  - ② 暴力団関係企業、総会屋等、政治活動、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、反社会的勢力協力者。
- 2 当社および利用者は、合理的理由に基づき相手方が次の各号に該当すると判断した場合、なんらの催告なしに本サービスを解除することができるものとします。
  - ① 反社会的勢力である場合、または反社会的勢力であった場合。
  - ② 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して以下の行為を行った場合。
    - (1) 違法なあるいは相当性を欠く不当な要求。
    - (2) 有形力の行使に限定しない恣意行為などを含む暴力行為。
    - (3) 情報誌の購買など執拗に取引を強要する行為。

- (4) 被害者団体等属性の偽装による相手方への要求行為。
  - (5) その他「暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律」で禁止されている行為。
  - (6) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方ならびに相手方の顧客の信用を毀損し、または業務を妨害する行為。
  - (7) 相手方に対して、自身が反社会的勢力である、または、関係者である旨を伝える等した場合。
- 3 当社および利用者は、前項により本サービスを解除したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償責任を負いません。

### 第 13 条（個人情報の取扱）

- 1 当社は、利用者の個人情報を法令および各種ガイドラインに従って適正に取得、管理および取り扱いをします。また、当社は当社の定めるプライバシーポリシーに基づき適正に個人情報を取得し利用することがあります。なお、プライバシーポリシー全文については、以下の URL をご参照下さい。
- 当社プライバシーポリシー (<https://alpha-ene.co.jp/privacy/>)
- 2 当社は、取得した個人情報を、次の各号に定める目的で利用することができるものとします。
- ① 本サービスを提供する上で必要な範囲での利用（本サービスを第三者に対して広告もしくは宣伝（ダイレクトメールの送付、電子メールの送信を含みます。）する場合を含みます。）。
  - ② 本サービスの品質管理のためのアンケート調査および分析。
  - ③ 本サービスのアフターケア、問い合わせ対応。
  - ④ 本サービスの運営に関する事項についての連絡、追加サービス等の情報提供。
  - ⑤ 本サービスにおけるシステムの維持または不具合に対する対応。
- 3 当社は、予め利用者の同意を得ることなく、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはありません。ただし、次の場合はこの限りではありません。
- ① 法令に基づく場合。
  - ② 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、かつ、利用者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすと判断できる場合。
  - ③ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合。
  - ④ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合。
  - ⑤ 前各号に準じる場合であって、その利用がやむを得ないと判断される場合であり、かつ利用者の同意を得ることが困難または利用者の同意を得ることにより利用目的が達成できない場合。

- 4 当社は、個人情報を取得するにあたり、予めその利用目的を公表します。ただし、次の場合はこの限りではありません。
  - ① 利用目的を利用者に通知または公表することにより、利用者もしくは第三者の生命、身体、財産その他の権利もしくは正当な利益を害する場合またはそのおそれのある場合。
  - ② 利用目的を利用者に通知または公表することにより、当社の権利もしくは正当な利益が害される場合またはそのおそれのある場合。
  - ③ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合。
  - ④ 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であり、かつ利用目的を利用者に通知または公表することにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれのある場合。
- 5 当社は、予め利用者の同意を得ないで、個人データ（個人情報の保護に関する法律第2条6項）を第三者に提供しません。ただし、次の場合はこの限りではありませんので、予めご了承下さい。
  - ① 法令に基づく場合。
  - ② 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、かつ、利用者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすと判断できる場合。
  - ③ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合。
  - ④ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合。
  - ⑤ 前各号に準じる場合であって、その利用がやむを得ないと判断される場合であり、かつ、利用者の同意を得ることが困難または利用者の同意を得ることにより利用目的が達成できない場合。
  - ⑥ 個人情報保護委員会規則で定めるところにより予め次の事項を利用者に告知または公表し、個人情報保護委員会に届け出ている場合。
    - (1) 利用目的に第三者への提供を含むこと。
    - (2) 第三者に提供されるデータの項目。
    - (3) 第三者への提供の手段または方法
    - (4) 利用者の求めに応じて個人情報の第三者への提供を停止すること。
    - (5) 利用者の求めを受け付ける方法。
- 6 当社は、利用者から、利用者の個人情報が、予め公表された利用目的の範囲を超えて取り扱われているという理由、または偽りその他不正の手段により取得されたものであるという理由により、その利用の停止または消去（以下、「利用停止等」といいます）を求められた場合には、必要な調査を行い、その結果に基づき、個人情報の利用停止等を行い、その旨利用者に通知します。ただし、個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他利用停止等を行うことが困難な場合で、かつ、利用者の権利または正当な利



益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとることが可能である場合は、この代替策をとる場合があります。

#### 第 14 条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日から利用期間満了日までとし、期間満了日の 1 か月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、自動的に 1 年間延長されるものとし、以降も同様とします。

#### 第 15 条（存続効）

- 1 本契約終了後といえども、第 9 条（秘密保持義務）・第 10 条（中途解約）3 項・第 11 条（解除）2 項・第 12 条（反社会的勢力の排除）3 項・第 13 条（個人情報取扱）・第 18 条（準拠法および合意管轄）の定め効力は、なお存続するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、本契約終了時に既に発生している債権債務は直ちにこれを精算するものとし、その限りにおいて本規約のうち関連する条項は効力を有するものとします。

#### 第 16 条（協議事項）

本規約に定めのない事項または本規約の解釈について疑義が生じたときは、当社および利用者は、誠意を持って協議の上、解決するよう努めるものとします。

#### 第 17 条（契約上の地位の移転）

- 1 当社は、本サービスに関する契約上の地位を第三者に移転する場合があります。
- 2 前項の場合、当社は利用者に通知をし、通知を発した日の翌日から 8 日以内に利用者から書面による別段の意思表示がない場合には、契約上の地位の移転を承諾したものとみなします。

#### 第 18 条（準拠法および合意管轄）

本規約は日本法に準拠するものとし、本規約に関連する当社と利用者間の裁判上の争いについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2020 年 3 月 23 日施行